

2022年5月10日

地域住民のみなさまへ

グリーン・サーマル株式会社

## 甲斐双葉発電所の建設工事着工のお知らせ

1. 発電所建設工事の概要
2. 発電用燃料の集荷について
3. 生活環境調査(自主アセスメント)について

### 1. 発電所建設工事の概要

甲斐市による発電所事業用地造成工事については、植栽、外構工事等を残すのみであり、2022年5月末には造成工事全体が完了する予定でございます。

2022年6月1日からは、事業主体による発電設備、建屋の建設工事に着手いたします。工事期間中の概要は以下のとおりです。

#### <建設工事>

2022年6月	杭工事を始めとした土木建築工事開始
2022年10月	発電設備設置工事開始
2023年7月	試運転開始予定
2024年初頭	商業運転開始予定

#### <工事関係車両の通行について>

工事関係業者に対しては、別紙1(3ページ)「工事期間中の周辺道路通行について」の内容を周知徹底することといたします。

### 2. 発電用燃料の集荷について

#### <集荷開始時期>

2022年6月23日より集荷を開始いたします。

<発電用燃料運搬車両の通行について>

発電用燃料運搬業者に対しては、別紙2（6ページ）「発電用燃料の運搬における周辺道路通行について」の内容を周知徹底することといたします。

3. 生活環境調査(自主アセスメント)について

別紙3（9ページ）「甲斐木質バイオマス発電事業に係る生活環境調査（自主アセスメント）の調査報告について」をご参照ください。

以 上

2022年5月吉日

甲斐双葉発電所建設工事関係業者 様

グリーン・サーマル株式会社

工事期間中の周辺道路通行について

平素より大変お世話になっております。また甲斐双葉発電所の建設工事にご協力いただきましてありがとうございます。建設工事期間中の周辺道路の通行にあたっては、地域にお住いの方々と以下のお約束をしておりますため、厳守いただきますようお願いいたします。

工事現場周辺には、学童の通学路もあります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【工事現場への通勤について】

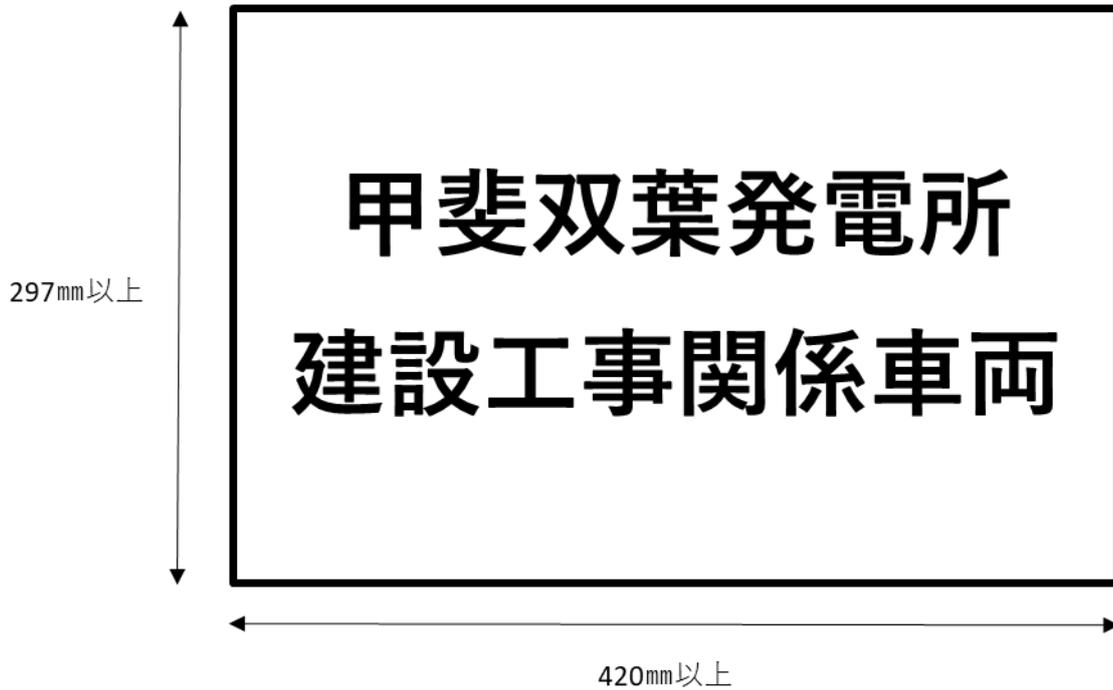
1. 道路交通法を厳守し安全運転を徹底すること。
2. 可能な限り乗合とし周辺道路の混雑緩和に配慮すること。
3. 発電所近傍のスポーツ橋手前の交差点から、発電所までの区間は一般車両最優先で走行し、特にスポーツ橋は道幅も狭いため、一般車両とのすれ違いの際は停車し道を譲ること。

【当現場向け専用の工事および運搬車両の通行について】

1. 別紙のルートを走行すること。
2. 不適切な場所への駐車をしないこと。
3. 別紙に定める表示を車両に取り付けること。
4. 工事現場近傍のスポーツ橋手前の交差点から発電所までの区間は、時速20km以下の速度で通行すること。
5. 工事現場近傍のスポーツ橋手前の交差点から、発電所までの区間は一般車両最優先で走行し、特にスポーツ橋は道幅も狭いため、一般車両とのすれ違いの際は停車し道を譲ること。

以上

当現場向け専用の工事および運搬車両の表示内容





2022年5月吉日

甲斐双葉発電所燃料運搬業者 様

グリーン・サーマル株式会社

発電用燃料の運搬における周辺道路通行について

平素より大変お世話になっております。また甲斐双葉発電所の燃料安定供給にご協力いただきましてありがとうございます。当発電所で使用する燃料の運搬については、地域にお住いの方々と周辺道路の通行について以下のお約束をしておりますため、厳守いただきますようお願いいたします。

当発電所周辺には、学童の通学路もあります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【燃料受入の日時について】

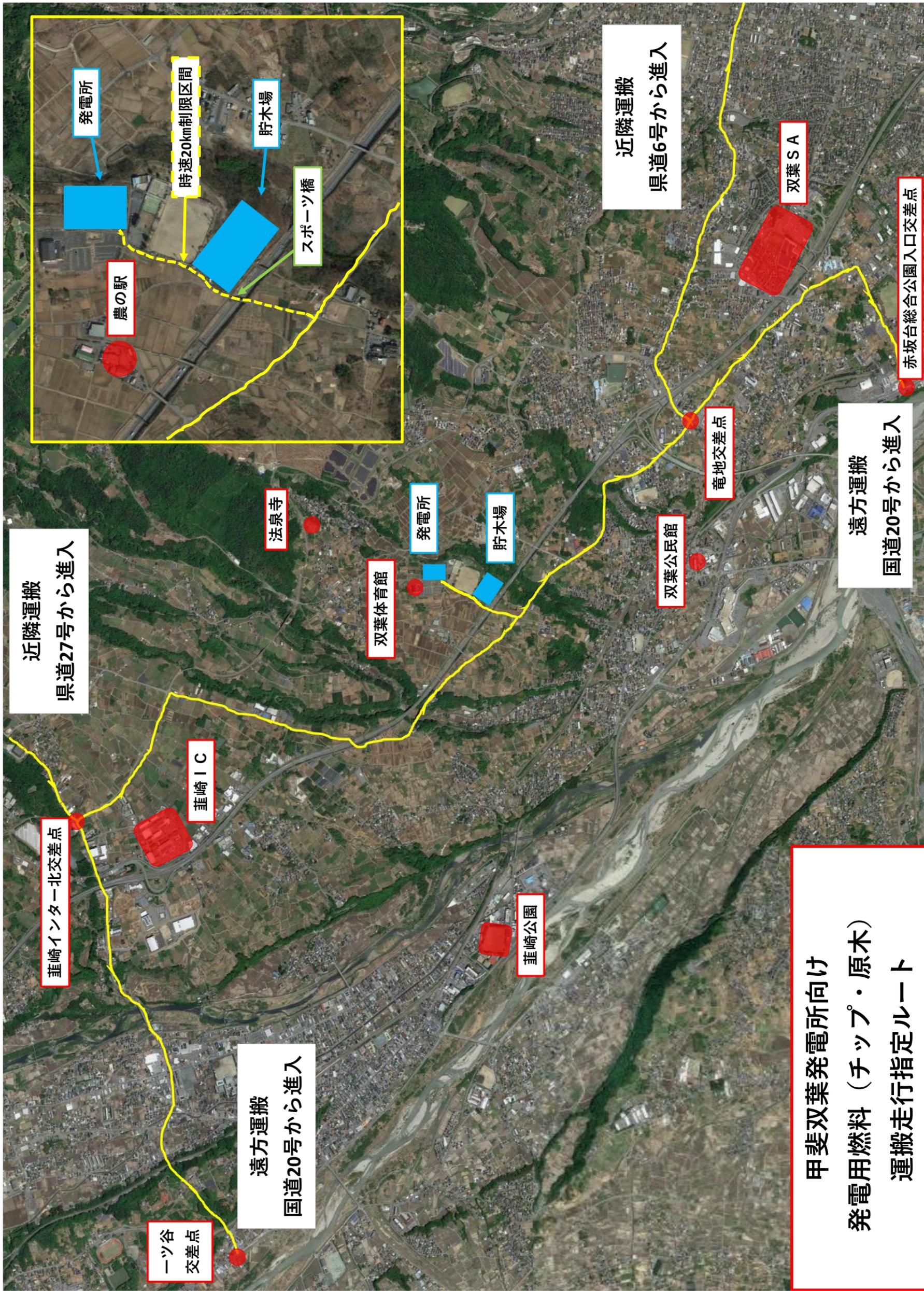
1. 原則として日曜日および祝日は、燃料の受け入れを致しておりません。
2. 搬入および回送は、学童の登校時間帯(7:30~8:30)は禁止とします。  
時間調整の際は、適切な場所へ駐車するか発電所内または貯木場内にて待機することといたします。

【道路走行について】

1. 道路交通法を厳守し安全運転を徹底すること。
2. 別紙のルートを走行すること。
3. 不適切な場所への駐車をしないこと。
4. 発電所近傍のスポーツ橋手前の交差点から、発電所までの区間は一般車両最優先で走行し、特にスポーツ橋は道幅も狭いため、一般車両とのすれ違いの際は停車し道を譲ること。

5. 発電所近傍のスポーツ橋手前の交差点から発電所までの区間は、時速20km以下の速度で通行すること。
6. チップの運搬時は、飛散防止のためにネットまたはシートを適切に被せること。
7. 原木（丸太）の運搬時は、荷崩れが発生しないように十分な固定をすること。

以上



甲斐双葉発電所向け  
発電用燃料（チップ・原木）  
運搬走行指定ルート

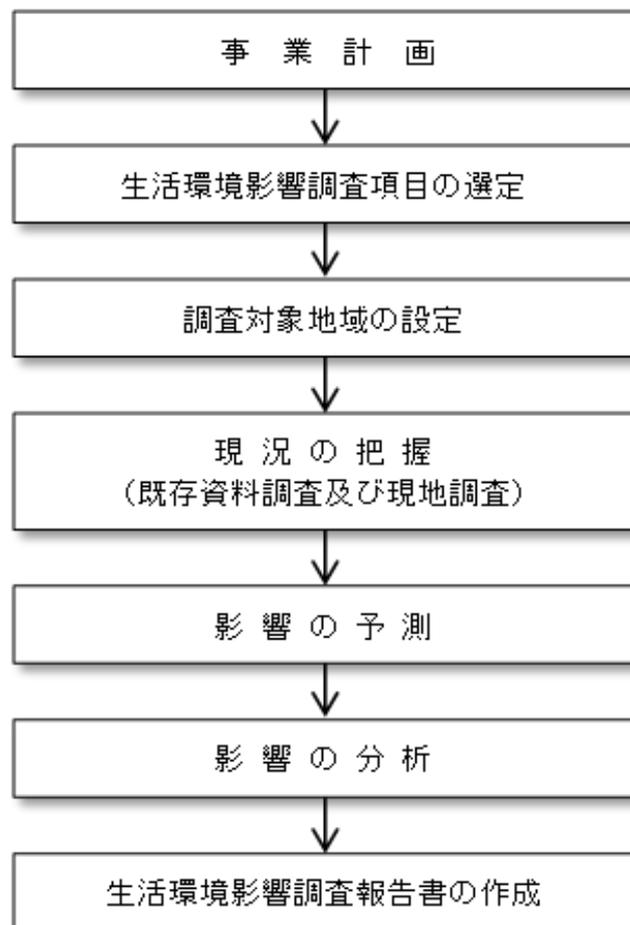
## 甲斐木質バイオマス発電事業に係る 生活環境調査（自主アセスメント）の調査報告について

甲斐双葉発電所の稼働後、周辺環境がどのように変化するかを調査いたしましたので、説明させていただきます。当調査は、当事業の前事業者が実施した同調査の結果を弊社の発電施設に置き換えて調査しております。なお調査は、弊社の発電施設の基本設計が完了した2021年末から2022年2月にかけて実施しました。

### ① 調査の概要

当調査は、本施設の用途および規模から法令で定められる生活環境影響調査の実施義務はありません。しかしながら周辺環境への著しい影響がないことを確認する目的で実施いたしました。

調査の流れは以下の図のとおりです。



調査の項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質となります。

② 調査の結果及び評価

当調査の結果及び評価を下表に示します。

現地調査		
項目	調査結果	
大気質 環境大気質	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	期間平均値：0.007 ppm 日平均値の最高値：0.012 ppm 1時間値の最高値：0.023 ppm
	浮遊粒子状物質 (SPM)	期間平均値：0.014 mg/m <sup>3</sup> 日平均値の最高値：0.023 mg/m <sup>3</sup> 1時間値の最高値：0.050 mg/m <sup>3</sup>
	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	期間平均値：0.001 ppm未満 日平均値の最高値：0.001 ppm未満 1時間値の最高値：0.002 ppm
大気質 沿道大気質	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	期間平均値：0.009 ppm 日平均値の最高値：0.017 ppm 1時間値の最高値：0.031 ppm
	浮遊粒子状物質 (SPM)	期間平均値：0.015 mg/m <sup>3</sup> 日平均値の最高値：0.024 mg/m <sup>3</sup> 1時間値の最高値：0.058 mg/m <sup>3</sup>
交通量	断面交通量	断面交通量：平日 大型車35台、小型車530台、二輪車9台 断面交通量：休日 大型車21台、小型車839台、二輪車12台
一般粉じん		
類似施設（チップ製造工場） 風上側：0.05mg/m <sup>3</sup> 未満 風下側：0.05mg/m <sup>3</sup> 未満		
騒音	環境騒音	騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) 騒音レベル (L <sub>A5</sub> ) ・敷地境界西側（24時間） 昼間：50 dB 夜間：42 dB ・敷地境界西側（24時間） 朝：49dB 昼間：52dB 夕：51dB 夜間：42dB
	沿道騒音	騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) ・平日 昼間：54 dB ・休日 昼間：57 dB
振動	環境振動	振動レベル (L <sub>10</sub> ) ・敷地境界西側（24時間） 昼間：16 dB 夜間：12 dB
	沿道振動	振動レベル (L <sub>10</sub> ) ・平日 昼間（8時～19時）：16 dB 夜間（19時～8時）：17 dB ・休日 昼間（8時～19時）：25 dB 夜間（19時～8時）：19 dB
悪臭	臭気指数（臭気濃度）	
	・建設予定地 敷地境界風上 臭気指数：10未満（臭気濃度10未満） 敷地境界風上 臭気指数：10未満（臭気濃度10未満） ・類似施設（発電施設） 敷地境界風下 臭気指数：10未満（臭気濃度10未満） 敷地境界風上 臭気指数：12（臭気濃度15） ・類似施設（チップ製造工場） 敷地境界風上 臭気指数：10未満（臭気濃度10未満） 敷地境界風上 臭気指数：12（臭気濃度10未満）	
水質	水質	・東川上流側 生物化学的酸素要求量(BOD)：1.1 浮遊物質（SS）：1.6 mg/L ・東川下流側 生物化学的酸素要求量(BOD)：1.1 浮遊物質（SS）：1.2 mg/L

予測及び影響の分析結果			評価			
項目	予測項目	予測結果	法令規制の有無	環境保全目標		
				評価基準	○： 適 -： 否	
大気質	施設の稼働に伴う粉じん	一般粉じん 0.05mg/m <sup>3</sup> 未満	法令による規制基準がないため、類似施設周辺と同程度の環境にすることを目的として評価基準を設定した。	0.05mg/m <sup>3</sup> 未満	○	
	施設の稼働に伴う煙突排ガス	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	0.002 ppm（年間2%除外値）	『大気汚染防止法』に基づき、排ガス濃度について排出規制が適用され、当設備は排出規制を満たす仕様で計画されている。 なお『環境基本法』に基づく環境基準は、環境の目標値であるため事業活動には適用されないが、当報告書では事業前後を比較評価するために算出し、『環境基本法』に基づく環境基準を評価基準として評価する。	0.04 ppm以下	○
		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	0.029 ppm（年間98%値）		0.06 ppm以下	○
	長期平均濃度	浮遊粒子状物質 (SPM)	0.027 mg/m <sup>3</sup> （年間2%除外値）		0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下	○
	施設の稼働に伴う煙突排ガス	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	0.002 ppm（1時間値）		0.1 ppm以下	○
		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	0.017 ppm（1時間値）		0.1 ppm以下	○
短期高濃度	浮遊粒子状物質 (SPM)	0.018 mg/m <sup>3</sup> （1時間値）	0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下		○	
騒音	施設の稼働に伴う排ガス	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) 西側：0.0283 ppm（年間98%値） 東側：0.0283 ppm（年間98%値） 浮遊粒子状物質 (SPM) 西側：0.0322 mg/m <sup>3</sup> （年間2%除外値） 東側：0.0322 mg/m <sup>3</sup> （年間2%除外値）	法令による規制はないが、当報告書では事業前後を比較評価するために算出し、『環境基本法』に基づく環境基準を評価基準として評価する。	0.06 ppm以下	○	
	騒音	騒音レベル(L <sub>A5</sub> ) 朝(6～8時) 昼間(8時～19時) 夕(19～22時) 夜間(22時～6時)	将来予測騒音レベル（最大地点） 朝：59 dB 昼間：62 dB 夕：60 dB 夜間：59 dB	建設予定地は『騒音規制法』で指定する規制地域ではないが、『第4種区域』の規制基準を評価基準として評価する。	朝：65 dB 昼間：70 dB 夕：65 dB 夜間：60 dB	○
振動	施設関係車両の走行に伴う騒音	騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> ) 昼間(6～22時)	将来予測騒音レベル ・道路交通騒音（平日） 西側：56 dB 東側：55 dB ・道路交通騒音（休日） 西側：59 dB 東側：58 dB	予測地点にて『環境基準』が定められていないが、『環境基本法』に基づく『C地域のうち道路に面する地域』の環境基準を評価基準として評価する。	昼間：65 dB	○
	施設の稼働に伴う振動	振動レベル(L <sub>10</sub> ) 昼間(8～19時) 夜間(19時～8時)	将来予測振動レベル（最大地点） 昼間：59 dB 夜間：52 dB	建設予定地は『振動規制法』で指定する規制地域ではないが、『第2種区域』の規制基準を評価基準として評価する。	昼間：65 dB 夜間：60 dB	○
悪臭	施設関係車両の走行に伴う振動	振動レベル(L <sub>10</sub> ) 昼間(8～19時) 夜間(19～8時)	将来予測振動レベル ・道路交通振動（平日） 西側：昼間22 dB・夜間19 dB 東側：昼間22 dB・夜間19 dB ・道路交通振動（休日） 西側：昼間30 dB・夜間26 dB 東側：昼間30 dB・夜間26 dB	予測地点は『振動規制法』で指定する規制地域ではないが、『振動規制法』で定める『道路交通振動の要請限度（第2種区域）』を評価基準として評価する。	昼間：70 dB 夜間：65 dB	○
	施設の稼働に伴う煙突排ガス（悪臭）	臭気指数（臭気濃度）	臭気指数10未満（臭気濃度0.457）	建設予定地は『悪臭防止法』で指定する規制地域ではないが、『悪臭防止法』で定める『C地域』の規制基準を評価基準として評価する。	臭気指数17以下	○
水質	施設からの悪臭の漏洩	臭気指数	臭気指数12（臭気濃度15）		臭気指数17以下	○
	施設からの排水	生物化学的酸素要求量 (BOD) 浮遊物質（SS）	BOD:0.9mg/L SS:9.4mg/L	『水質汚濁防止法』で定める特定事業場に該当せず、排水が流入する東川は環境基準累計の指定を受けていない。そのため東川の下流である釜無川の河川類型であるA類型の環境基準を評価基準として評価する。	BOD:2mg/L以下 SS:25mg/L以下	○

【備考】

### ③ 公害防止および環境保全の取り組み

本調査の結果、周辺環境への影響は少なからず認められるものの法令規制等を超過するような施設の計画ではないと判断しております。今後、甲斐市と締結を予定している環境保全協定では、具体的な協定値を定める予定であり、施設の稼働後は法令および協定を厳守いたします。

また万が一公害が発生した際には、速やかに原因を調査するとともに公害の低減と再発防止に努めて参ります。